

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島県鹿児島市東谷山五丁目20番11号
氏名 株式会社サニタリー
代表取締役 池本 宗隆

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成26年2月14日

許可の有効期限 平成33年2月13日

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う産業廃棄物の種類	木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるものを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成4年2月12日付けで新規許可
- 平成9年2月10日付けで更新許可
- 平成12年5月30日付けの変更届出により代表者変更
(旧代表者：池本 正二)

(裏面に続く。)

- (4) 平成14年2月8日付けで更新許可
- (5) 平成19年1月5日付けで更新許可
- (6) 平成19年8月22日付けの変更届出により代表者変更
(旧代表者：池本 美知子)
- (7) 平成20年1月24日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」「燃え殻」「鉱さい」「ばいじん」「木くず」を追加。)
- (8) 平成24年2月20日付けで更新許可
- (9) 平成26年2月14日付けで更新許可(優良基準適合認定)

4. 積替許可の有無 「無」

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 「有」

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です